

児童手当の概要・現況届の提出について

《児童手当の概要》

この制度は、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。手当を受給するために、出生時や転入時には、必ず申請手続きをしてください。

支給対象 長瀬町に住民登録があり、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している保護者が対象です（原則児童の両親のうち所得の高い方が申請者となります）。

※公務員は、所属官公庁へ申請、受給となります。

※国の制度改正により、受給者の所得について新たに「所得上限限度額」が設けられました。これにより、「所得上限限度額」以上の所得のある世帯については、児童手当が支給されなくなりました。

※昨年度、「所得上限限度額」を超えたことにより児童手当を支給されなかった方で、今年度「所得上限限度額」を下回った方が、今年度6月分以降の手当を受給する場合には申請が必要です。（詳しくは町ホームページをご覧ください。）

手当月額

・0～3歳未満	15,000円
・3歳～小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
・中学生	10,000円
・特例給付（所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の世帯）	一律5,000円

支払時期…6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10月～1月分）

《児童手当の現況届》

児童手当を受けている方は、毎年6月に現況届を提出していただいていたのですが、令和4年の国の制度改正により現況届の提出が原則不要となりました。ただし、提出が必要になる方については個別に通知を送付します。

手続き方法 提出が必要な方には、6月上旬に現況届を送付しますので、必要書類を添付し提出してください。現況届の提出がない場合、6月分以降の手当の支払が差し止めとなりますので、必ず提出してください。

提出期限 6月30日金

現況届に必要な添付書類

- ・健康保険被保険者証の写し（※受給者が、厚生年金等の加入者である場合）
- ・その他、必要に応じて提出する書類があります。（監護・生計同一申立書等）

問合せ 健康子ども課 子育て支援担当 ☎66・3111 内線134

税務署からのお知らせ

消費税インボイス制度説明会及び登録要否相談会のご案内

◇事業者の方向けにインボイス制度に関する説明会（事前予約制）を開催します。

令和5年6月から、秩父税務署において、令和5年10月から開始する消費税のインボイス制度の概要や消費税の基本的な仕組みについて説明を行いますので、ぜひご参加ください。

また、登録するかどうかの悩みの免税事業者の方を対象に、登録の考え方や必要な情報等を個別にご案内する登録要否相談会も開催しておりますので、お気軽にお問合せください。詳しい開催情報は、国税庁ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の感染状況等により説明会の開催を延期又は中止する場合があります。

来場に当たっては、可能な限り公共交通機関をご利用ください。

問合せ 秩父税務署 個人課税部門 ☎22・4433 内線34

説明会に関する情報

